

島根県から「他の都道府県の私立高等学校等又は私立高等学校等専攻科」に
お子さんを進学させておられる保護者の皆様へ



令和4年度島根県私立高等学校等「奨学のための給付金」 〔新入生への早期給付（前倒し給付）〕のご案内

島根県では、全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対して「島根県私立高等学校等及び私立高等学校等専攻科奨学のための給付金」の給付を行っています。（返還不要の給付金です。）

近年の新型コロナウイルス感染症に係る影響を踏まえ、保護者の失職等により家計が急変した世帯を含め、年度当初に特に負担の大きい新入生に対する一部（3か月分）の前倒し給付を行います。

また、今回申請された場合も、**7月分以降の給付は7月1日を基準日として支給要件を確認するため、改めて申請が必要となりますのでご注意ください。**

なお、今回の前倒し給付を希望しない場合でも、**7月1日を基準日とする通常分の給付申請を行うことで、給付額の全額を受給することができます。**

1. 給付要件

- お子さんが私立の高等学校（特別支援学校高等部生徒を除く）、専修学校高等課程、専修学校一般課程等（以下「高等学校等」という。）又は高等学校等専攻科に在学しており、高等学校等就学支援金または高等学校等学び直し支援金の受給対象者であること。
- 4月1日現在**、上記に該当する生徒の保護者（親権者）が島根県内に住所を有すること。
- 生活保護法の規定による生業扶助が行われている世帯、または県民税・市町村民税の所得割が非課税（0円）の世帯であること。（以下の2. ア、イ、ウに該当する世帯）

2. 生徒一人あたりの給付額（上段：今回支給額（1/4）、下段：年額）

世帯区分	所得要件等	私立高等学校等		私立高等学校等専攻科
		通信制以外 (全日制・定時制)	通信制	
ア	4月1日現在、生活保護法の規定による生業扶助が措置されている世帯 (以下「生業扶助受給世帯」という。)	13,150円 (52,600円)		
イ	保護者等全員の県民税・市町村民税の所得割が非課税（0円）である世帯 (以下「非課税世帯」という。)	33,650円 (134,600円)		
ウ	第1子の高校生等 ・第2子以降の高校生等 ・対象となる高校生等以外に、15歳以上（中学生を除く）23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の高校生等	38,000円 (152,000円)	13,025円 (52,100円)	13,025円 (52,100円)

3. 申請方法・提出先

- 申請書に必要書類を添えて、島根県総務課私学・県立大学室へ郵送または持参してください。

送付先：〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県 総務課 私学・県立大学室

連絡先：TEL：0852-22-6050 FAX：0852-22-6168

4. 提出期限

令和4年6月3日（金）【必着】

5. 提出書類

- 書類の記入は油性ボールペンで記入すること（フリクションボールペン、鉛筆不可）。
- 記入誤りを訂正する場合は、二重線を引き、その上に押印してから余白に記入する（修正ペン、修正テープは使用不可）。

世帯区分	書類	留意点等
【共通】	① 申請書 (島根県私立高等学校等奨学のための給付金受給申請書)	【新入生一部早期給付用】
	② 在学証明書	学校独自の書式でも代用可能 →その場合は、「 <u>高等学校等就学支援金の受給権の有無</u> 」を学校で記載してもらうこと。
	③ 口座振替申出書 →通帳のコピー添付（※1）	（※1）金融機関名、店舗名、口座番号、口座名義人（力ナ）がわかる部分を、必ず添付してください。 <u>（通帳表面と1枚めくった中面のコピー）</u>
生業扶助受給世帯	④ <u>生活保護法の規定による生業扶助の措置状況がわかる証明書（※2）</u>	（※2）「生活保護法第36条の規定による生業扶助（高等学校就学費）受給証明書」または福祉事務所で発行される「生活保護受給証明書」など <u>生業扶助（高等学校就学費）の措置状況が確認できる書類</u>
非課税世帯 (※ i , ii) 対象の高校生等の人数等	④ 保護者等全員の <u>令和3年度課税証明書、非課税証明書等（原本）（※3）</u> ⑤ 健康保険証の写し (健康保険証コピー貼付台紙をご利用ください) ⑥ 扶養誓約書（※4）	（※ i ）高校生等が1人の場合、高校生等が通信制のみの場合 【提出書類】④のみ （※ ii ）高校生等が2人以上の場合（兄弟姉妹の場合）、高校生等本人以外に15歳以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合 【提出書類】④,⑤,(⑥) （※3）無職無収入の専業主婦等の方も非課税であるとの証明が必要です。 （※4）国民健康保険に加入しているため、健康保険証に扶養・被扶養の記載がない場合や、健康保険証を保持していない場合など、扶養の状況を確認できる公的書類がない場合にのみ、提出してください。

※その他、追加書類を求める場合があります。

※申請書等は、島根県総務課のホームページからダウンロードしてください。
ダウンロードができない場合は、私学・県立大学室までご連絡ください。

◆申請にあたっての注意

- ※申請書に虚偽の記載をし、本来受けることができない給付金を受けた場合は、給付金の全額を返還することになります。
- ※この給付金は、授業料以外の教育費負担を軽減するために給付されます。お子さんの教育費に活用する必要があります。